

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 2 月26日
【計算期間】	第 7 期（自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日）
【ファンド名】	中央三井日本株式エクセレント・フォーカス
【発行者名】	中央三井アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 渡辺 輝夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目23番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 知樹
【連絡場所】	東京都港区芝三丁目23番 1 号 業務企画部
【電話番号】	03-5440-0181
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 信託金限度額

上限：2,000億円

③ 基本的性格

当ファンドは、委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社が投資家のために、利殖の目的をもって設定する証券投資信託で、中央三井アセット信託銀行株式会社がその受託会社となることを引受けたものです。

当ファンドは、委託者が受託者に投資信託財産の運用を指図する委託者指図型の追加型証券投資信託で、その商品分類及び属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

（用語の定義について）

当ファンドが該当する商品分類に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp/>) にてご確認いただけます。

<単位型投信・追加型投信>

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

<投資対象地域>

- ・国 内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<投資対象資産（収益の源泉）>

- ・株 式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド
不動産投信	日々	中南米	ファンド ・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する属性区分に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp/>) にてご確認ください。

<投資対象資産>

・その他資産（投資信託証券）

…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

・株式 一般…大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドでは株式、債券、不動産投信以外の資産である投資信託証券を主要投資対象とし、当該投資信託証券を通じて株式に投資します。

なお、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）が「株式」であるのに対して、属性区分表の投資対象資産では「その他資産（投資信託証券）」と異なる区分になっていますが、これは商品分類表では収益の源泉となる資産（実質基準）を記載するのに対して、属性区分表では組入れている資産そのもの（形式基準）を記載することとなっているためです。

<決算頻度>

・年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

す。

<投資対象地域>

- ・日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<投資形態>

- ・ファミリーファンド

…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

④ ファンドの特色

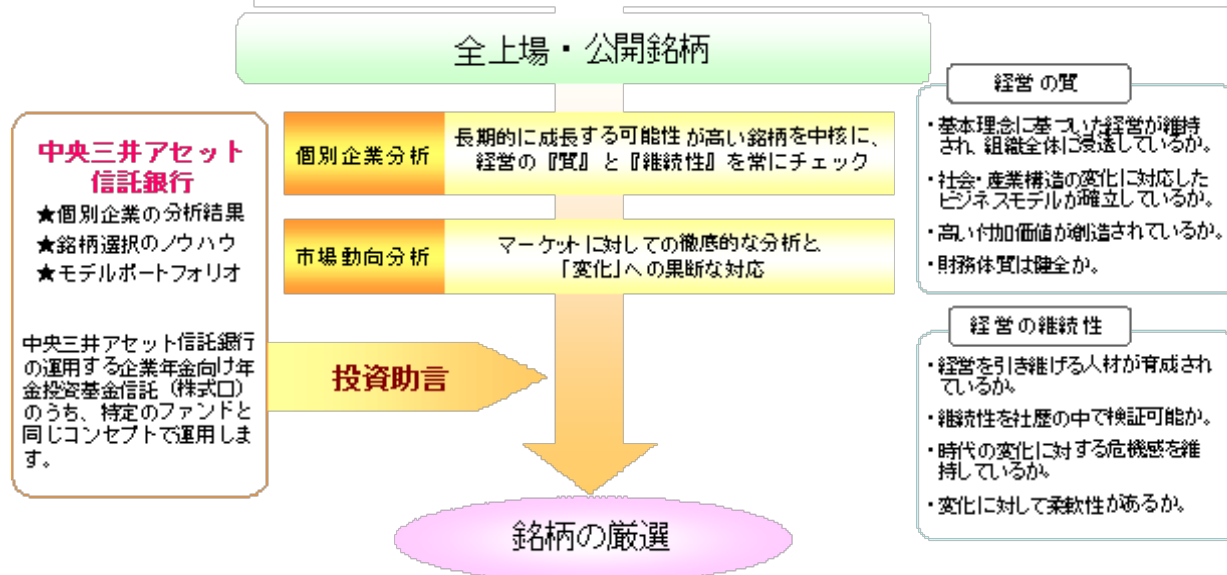
- A. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行い、実質的にわが国の企業が発行する株式に投資を行います。
- B. 個別企業分析に、市場動向分析を積極的に付加し、投資銘柄を厳選することにより、ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数、配当込み）（※）に対する超過リターンを目指します。
- ※TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する、東証市場第一部の全銘柄を対象とした時価総額方式の株価指数です。
- C. 当ファンドは、中央三井アセット信託銀行が運用する企業年金向け年金投資基金信託（株式口）のうちの特定のファンド（以下「特定の年金ファンド」といいます。）と運用コンセプト（上記B. に記載した内容）を同じくし、投資助言者である中央三井アセット信託銀行から提供される投資情報に基づいて運用を行います。

<銘柄選択の特徴>

～フォーカス投資（厳選投資）～

長期にわたり持続的に企業価値を高められる銘柄への厳選投資により、

長期的にTOPIX（東証株価指数、配当込み）を上回る運用成果を目指します。



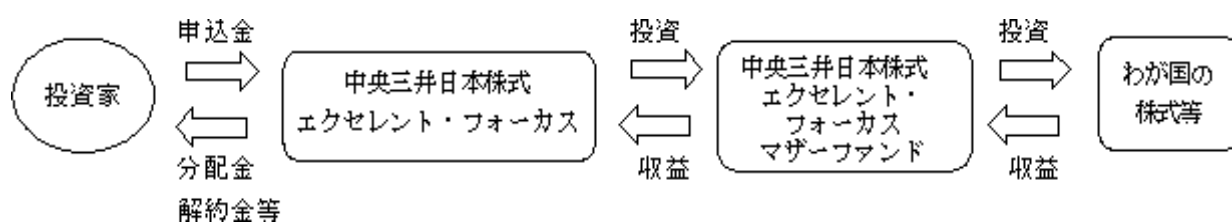
当ファンドは上記C. の特定の年金ファンドの運用コンセプトに基づいてポートフォリオを構築・運営することにより、運用実績に関して特定の年金ファンドと近似ないし類似の傾向を示すことを目指しますが、以下の要因により当ファンドと特定の年金ファンドの運用実績が乖離することがあります。

- ・ファンド規模の相違
- ・ファンドへの資金追加、ファンドからの資金回収のタイミングの相違
- ・売買タイミング、売買価格の相違

（２）【ファンドの仕組み】

① ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（中央三井日本株式エクセレント・フォーカス）とし、その資金をマザーファンド（中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



② ファンドの関係法人

委託会社 中央三井アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。

ファンドの関係法人



③ 委託会社の概況

A. 資本金の額：3億円（平成22年2月26日現在）

B. 委託会社の沿革

昭和61年9月：三信投資顧問株式会社（三井信託銀行グループの投資顧問会社）として設立

昭和62年9月：投資一任業務の認可取得

平成11年7月：中信投資顧問株式会社（中央信託銀行グループの投資顧問会社）と合併し

「中央三井アセットマネジメント株式会社」に社名変更

平成12年3月：証券投資信託委託業務認可取得

平成19年9月：金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

C. 大株主の状況（平成22年2月26日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	5,050株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

当ファンドは、主としてわが国の株式に投資する中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンドを主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 投資態度

- A. 主として中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式に投資します。
- B. 個別企業分析に、市場動向分析を積極的に付加し、投資銘柄を厳選することにより、ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数、配当込み）に対する超過リターンを目指します。
- C. 株式への実質投資割合（信託財産に属する他の投資信託受益証券（振替受益権を含みます。）の時価総額に、当該他の投資信託の信託財産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額と、信託財産に属する株式の時価総額との合計額が信託財産総額に占める割合）は、原則として信託財産総額の90%以上とします。
- D. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券（振替受益権を含みます。）を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- E. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- F. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき等、並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- G. 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- I. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）①J.、K. 及びL. に定めるものに限ります。）
 - 3. 金銭債権（上記1.、2. 及び下記4. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 約束手形（上記1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- B. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として中央三井アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から11. までの証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券又は証書並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記1. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券及び上記14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

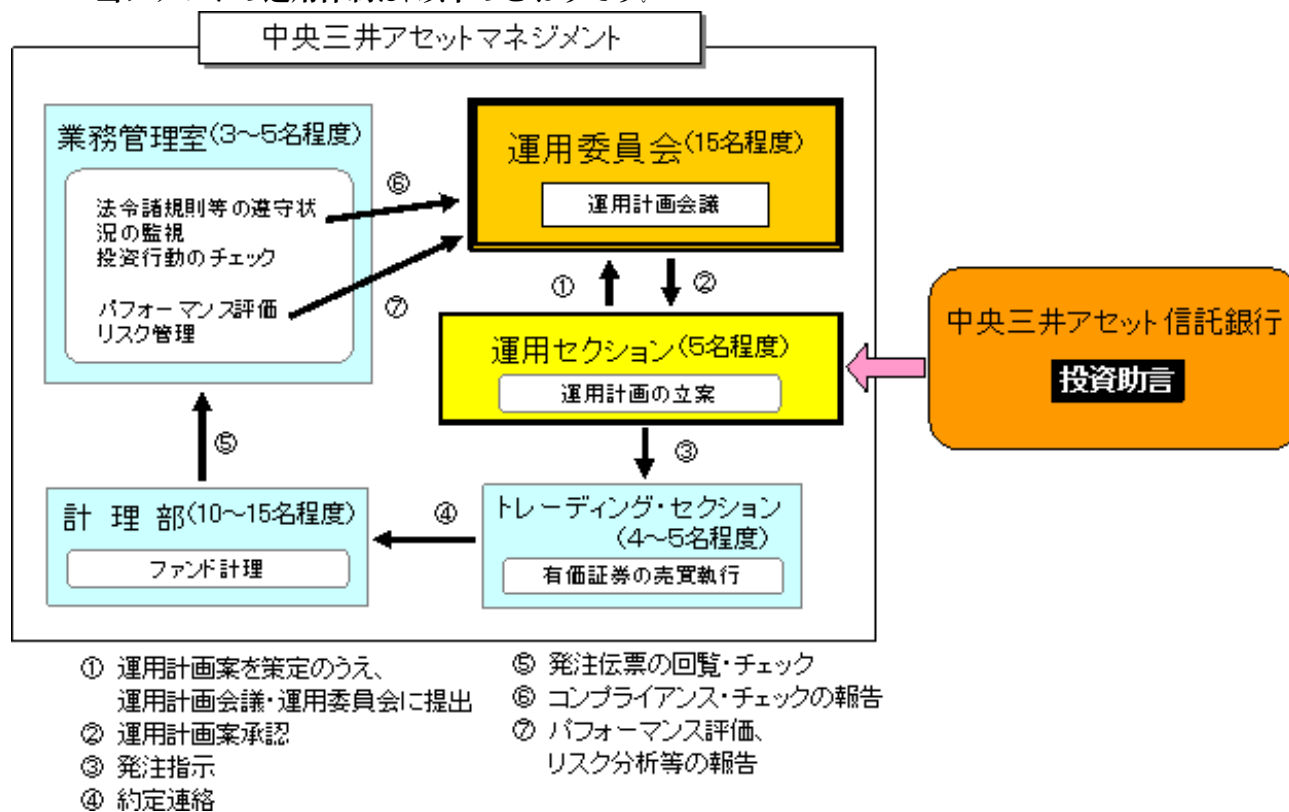
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

B. 金融商品による運用の特例

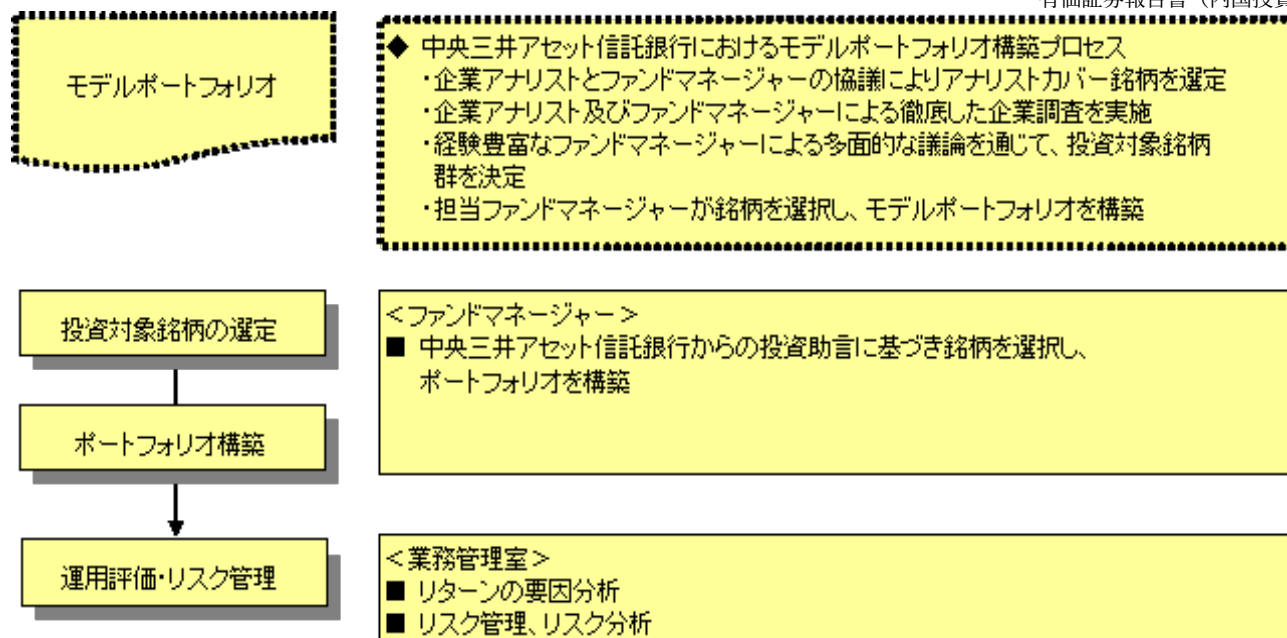
当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は、以下のとおりです。



具体的なポートフォリオ構築プロセスは、以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

委託会社のファンドの運用に関する社内規定として、運用財産に係る運用管理規程があり、委託会社がファンドの運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を定めています。また、ファンドの運用におけるリスク管理に関する基本的な事項を定めた社内規定として運用リスク管理規程があります。

委託会社は、ファンドの関係法人である再信託受託会社に対する管理・統制としては、モニタリングの一環として外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を入手し査閲するなど、外部業務委託の適切性、に関する定期的確認を基本的枠組として運営しています。

（４）【分配方針】

① 分配方針

年１回の毎決算時（決算日は11月30日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。ただし、当ファンドの目的は収益分配金の支払いではなく、信託財産の長期的な成長を目指すことにあります。従って、当ファンドは、分配金の取得を目的とする投資家に適するものではありません。

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

② 分配収益の計算

- 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費（後記「４ 手数料等及び税金（４）その他の手数料等 ①」の記載をご参照ください。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ハ、収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

ニ、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、後記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に規定する申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

B、毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い

A、支払時期と場所

イ、収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日）から、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対する支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

ロ、上記イ、の規定にかかわらず、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。ただし、信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記イ、の記載に準じて受益者に支払います。

ハ、収益分配金（上記ロ、のただし書き以外に規定する収益分配金の再投資の場合を除きます。）の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

B、時効

受益者が、上記A、イ、に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

A、株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

B、外貨建資産の投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

C、新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

D、投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

E、同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

G. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

H. 投資する株式等の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所では有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

I. 信用取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

J. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

K. スワップ取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ニ、委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

L. 金利先渡取引の運用指図

- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ、金利先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ、金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ、委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

M. 有価証券の貸付けの指図及び範囲

- イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次のa.及びb.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ、信託財産の一部解約等の事由により、上記イ. a.及びb.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ、委託会社は、有価証券の貸付けに当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

N. 公社債の空売りの指図及び範囲

- イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は下記O.の規定により借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ、上記イ.の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ、信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ.の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

O. 公社債の借入れの指図及び範囲

- イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ、上記イ.の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ、信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ、上記イ.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

P. 一部解約の請求及び有価証券売却等の指図

- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

Q. 再投資の指図

委託会社は、上記P. による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

R. 資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

S. 受託会社による資金の立替え

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. 上記イ. 及びロ. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

② 関連法令に基づく投資制限

A. 発生し得る危険に対応する額として算出した額が運用財産の純資産額を超える場合におけるデリバティブ取引に関する制限

（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

B. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、次のイ. に掲げる数がロ. に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ. その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。ロ. において同

じ。)の総数

ロ. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

（参考）マザーファンドの概要

「中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 個別企業分析に、市場動向分析を積極的に付加し、投資銘柄を厳選することにより、ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数、配当込み）に対する超過リターンを目指します。
- ② 運用に際しては、中央三井アセット信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行株式会社の運用部門から投資情報を受け活用します。
- ③ 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の90%以上とします。
- ④ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引及びわが国の金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内株式を投資対象としています。組入れた株式の株価の変動等により基準価額が変動しますので、元本保証はなく、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。また、組入れた株式の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、経済情勢の変化等により株価が変動するリスクをいいます。一般に、企業業績、国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、株価が下落（上昇）した場合には基準価額の下落（上昇）要因となります。

② 信用リスク

信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市況動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。一般に、売却資産の市場における流動性が低いときには、期待する価格での取引ができないことや、取引に相応の時間を要することがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

- (2) 当ファンドはファミリーファンド方式（前記「1 ファンドの性格（2）ファンドの仕組み

① ファミリーファンド方式での運用」をご参照ください。）で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響が、当ファンドの基準価額の変動要因となる可能性があります。

- (3) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの運用制限の遵守状況のチェック、リスク分析については運用セクションから組織的に独立したセクションが行い、その分析結果を運用委員会に報告する体制としております。

- ① 法令諸規則、約款等に定められた運用制限の遵守状況は、業務管理室が日々チェックしております。指摘事項については、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。
- ② 業務管理室において、リスクのモニタリング、パフォーマンス分析等を行っております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

- (4) 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 申込手数料は、お申込価額（※１）、お申込金額（※２）、お申込口数等に応じて、3.15%（税抜（※３）3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドにおいては、申込手数料はかかりません。

※１：お申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

※２：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。

※３：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます（以下同じ。）。

- ② 「分配金再投資コース」（※）において収益分配金を再投資する場合については無手数料とします。

※収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の２つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

- ③ 償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（※））

※「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前３ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前３ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。
なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

- ④ 申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差引きます。

- ⑤ 上記①から③までの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：０３－５４４０－０１９０

受付時間：営業日の９時～１７時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は９時～１２時）

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 解約手数料はありませんが、下記②の信託財産留保額が控除されます。

- ② 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

受益者の手取額は、当該解約価額から下記「（５）課税上の取扱い」「④ 個人の受益者に対する課税」もしくは「⑤ 法人の受益者に対する課税」に記載の税額を差引いた金額となります。

なお、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券を一部解約する場合には、下表のＡ欄

の金額にB欄の率を乗じて得た信託財産留保額が控除されます。

マザーファンド名	A 欄	B 欄
中央三井日本株式 エクセレント・フォーカス マザーファンド	一部解約を行う日の一部解約又は追加信託の 処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総 額を控除した金額を一部解約又は追加信託を行 う前の受益権総口数で除した金額	0.3%

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率10,000分の157.5（税抜 10,000分の150）の率を乗じて得た額とします。その配分は、委託会社10,000分の73.5（税抜 10,000分の70）、受託会社10,000分の10.5（税抜 10,000分の10）及び販売会社10,000分の73.5（税抜 10,000分の70）です。

なお、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 上記①の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、信託財産から収受する信託報酬中より委託会社が支弁します。
- なお、マザーファンドにおいては、監査報酬はかかりません。
- ③ 借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。
- ④ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用等は、取引のつど信託財産中から支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

- ① 個別元本について
- A. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- B. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- C. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- D. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「③ 収益分配金の課税について」をご参照ください。）
- ② 一部解約時及び償還時の課税について

一部解約時及び償還時の譲渡益（個人の場合）又は個別元本超過額（法人の場合）が課税対象となります。詳しくは下記④又は⑤をご参照ください。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- A. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- B. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 個人の受益者に対する課税

- A. 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- B. 一部解約時及び償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、平成21年から平成23年までにおいては10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- C. 一部解約時及び償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

⑤ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率（※）による源泉徴収が行われます。

※平成24年1月1日以降は、上記の7%（所得税のみ）の税率は15%（所得税のみ）となります。

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の記載事項は、平成21年12月30日現在の状況について記載してあります。

（１）【投資状況】

資産の種類		国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託 受益証券	中央三井日本株式エクセレント・ フォーカス マザーファンド	日本	33,515,215	100.13
	親投資信託受益証券合計		33,515,215	100.13
その他の資産（負債控除後）			△42,406	△0.13
合計（純資産総額）			33,472,809	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況は次のとおりです。

（中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,459,215,820	98.13
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		84,986,463	1.87
合計（純資産総額）		4,544,202,283	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

種類	銘柄	口数	簿価（円）		評価額（円）		投資 比率 （％）
			単価	金額	単価	金額	
親投資信託 受益証券	中央三井日本株式 エクセレント・フォーカス マザーファンド	28,467,863	1.0930	31,115,375	1.1773	33,515,215	100.13

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況

（中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄

A. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	業種	株数	簿価（円）		評価額（円）		投資 比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	

1	ファーストリテイリング	小売業	15,100	15,680.00	236,768,000	17,470.00	263,797,000	5.81
2	本田技研工業	輸送用機器	65,200	2,700.00	176,040,000	3,110.00	202,772,000	4.46
3	三菱商事	卸売業	87,000	1,950.00	169,650,000	2,305.00	200,535,000	4.41
4	トヨタ自動車	輸送用機器	51,600	3,440.00	177,504,000	3,880.00	200,208,000	4.41
5	任天堂	その他製品	7,200	21,210.00	152,712,000	22,040.00	158,688,000	3.49
6	住友金属鉱山	非鉄金属	107,000	1,418.00	151,726,000	1,379.00	147,553,000	3.25
7	キヤノン	電気機器	35,400	3,330.00	117,882,000	3,910.00	138,414,000	3.05
8	信越化学工業	化学	25,500	4,690.00	119,595,000	5,230.00	133,365,000	2.93
9	キーエンス	電気機器	6,700	17,370.00	116,379,000	19,200.00	128,640,000	2.83
10	ソニー	電気機器	44,000	2,352.31	103,501,954	2,670.00	117,480,000	2.59
11	新日本製鐵	鉄鋼	308,000	321.00	98,868,000	375.00	115,500,000	2.54
12	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	165,200	627.70	103,697,299	681.00	112,501,200	2.48
13	ファナック	電気機器	12,300	7,140.00	87,822,000	8,630.00	106,149,000	2.34
14	ヤフー	情報・通信業	3,808	25,830.00	98,360,640	27,840.00	106,014,720	2.33
15	日本電信電話	情報・通信業	28,500	3,750.00	106,875,000	3,650.00	104,025,000	2.29
16	国際石油開発帝石	鉱業	146	674,000.00	98,404,000	701,000.00	102,346,000	2.25
17	HOYA	精密機器	41,600	2,205.00	91,728,000	2,460.00	102,336,000	2.25
18	ニコン	精密機器	53,500	1,560.00	83,460,000	1,828.00	97,798,000	2.15
19	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	35,000	2,850.00	99,750,000	2,645.00	92,575,000	2.04
20	武田薬品工業	医薬品	23,600	3,609.96	85,195,163	3,830.00	90,388,000	1.99
21	京セラ	電気機器	11,000	7,186.14	79,047,569	8,170.00	89,870,000	1.98
22	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	196,000	482.00	94,472,000	452.00	88,592,000	1.95
23	東京電力	電気・ガス業	37,700	2,330.00	87,841,000	2,335.00	88,029,500	1.94
24	ローム	電気機器	14,500	5,712.63	82,833,247	6,060.00	87,870,000	1.93
25	セコム	サービス業	18,600	4,040.00	75,144,000	4,420.00	82,212,000	1.81
26	三菱地所	不動産業	55,000	1,345.00	73,975,000	1,478.00	81,290,000	1.79
27	小野薬品工業	医薬品	19,800	3,990.00	79,002,000	3,980.00	78,804,000	1.73
28	オリエンタルランド	サービス業	12,700	6,150.00	78,105,000	6,120.00	77,724,000	1.71
29	三菱重工業	機械	235,000	282.00	66,270,000	326.00	76,610,000	1.69
30	花王	化学	35,100	2,120.00	74,412,000	2,175.00	76,342,500	1.68
合計			1,751,754		3,267,019,872		3,548,428,920	78.09

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注2）国／地域は全て日本、種類は全て株式です。

B. 種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率（％）
----	----	---------

株式	鉱業	2.25
	食料品	3.70
	化学	5.29
	医薬品	4.75
	鉄鋼	2.54
	非鉄金属	3.25
	機械	2.73
	電気機器	17.14
	輸送用機器	8.87
	精密機器	4.40
	その他製品	3.49
	電気・ガス業	1.94
	陸運業	2.84
	情報・通信業	5.89
	卸売業	4.41
	小売業	8.14
	銀行業	4.74
	証券、商品先物取引業	2.48
	保険業	1.48
	不動産業	1.79
	サービス業	6.01
合計		98.13

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの 基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期計算期間（平成15年12月１日現在）	1,203,462,410	1,203,462,410	11,597	11,597
第２期計算期間（平成16年11月30日現在）	59,138,301	59,138,301	12,287	12,287
第３期計算期間（平成17年11月30日現在）	75,256,240	75,256,240	16,966	16,966
第４期計算期間（平成18年11月30日現在）	97,167,637	100,474,709	17,629	18,229
第５期計算期間（平成19年11月30日現在）	57,788,014	57,788,014	17,789	17,789
第６期計算期間（平成20年12月１日現在）	30,703,341	30,703,341	9,145	9,145
第７期計算期間（平成21年11月30日現在）	31,116,133	31,116,133	9,439	9,439
平成20年12月末日	32,061,761	—	9,691	—
平成21年１月末日	29,253,328	—	8,843	—
平成21年２月末日	28,209,675	—	8,527	—

平成21年3月末日	28,849,927	—	8,721	—
平成21年4月末日	30,527,587	—	9,228	—
平成21年5月末日	33,806,736	—	9,920	—
平成21年6月末日	33,470,161	—	10,141	—
平成21年7月末日	34,013,281	—	10,305	—
平成21年8月末日	34,140,305	—	10,344	—
平成21年9月末日	32,687,568	—	9,933	—
平成21年10月末日	32,510,512	—	9,861	—
平成21年11月末日	31,116,133	—	9,439	—
平成21年12月末日	33,472,809	—	10,153	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの収益分配金
第1期計算期間	0 円
第2期計算期間	0 円
第3期計算期間	0 円
第4期計算期間	600 円
第5期計算期間	0 円
第6期計算期間	0 円
第7期計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率
第1期計算期間	16.0 %
第2期計算期間	5.9 %
第3期計算期間	38.1 %
第4期計算期間	7.4 %
第5期計算期間	0.9 %
第6期計算期間	△48.6 %
第7期計算期間	3.2 %

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数とします。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初募集時の発行価額（1万口当たり10,000円）を使用しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年12月20日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

なお、当ファンドの主要投資対象である「中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド」は、平成14年12月20日に設定され、運用が開始されています。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込みの受付

申込期間中において、毎営業日お申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、分配金再投資に関する契約（下記（5）②をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

（2）募集取扱いの単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」（※）を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

※収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

（3）販売価額

取得申込受付日の基準価額に、下記（4）に記載する申込手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 （4）計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（4）申込の際に負担するコストの有無

申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額をご負担いただきます。

① 申込手数料は、お申込価額（※1）、お申込金額（※2）、お申込口数等に応じて、3.15%（税抜（※3）3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

※1：お申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

※2：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。

※3：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

② 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

③ 償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単

位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（※））

※「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

- ④ 申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差引きます。
- ⑤ 上記①及び③の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

（5）その他

- ① 受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は総合約款を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出していただきます。
- ② 「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。
- ③ 受益権取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- （1）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
（注）一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- （2）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- （3）委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社のホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）に掲載しております。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差引いた金額となります。

販売会社の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：03-5440-0190

受付時間：営業日の9時～17時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は9時～12時）

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

- (5) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記（1）による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

- (6) 上記（5）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記（4）の記載に準じて計算された価額とします。

- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

- (8) 解約に係る手数料については、徴収しません。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）でご覧いただけるほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に（「中央三井AM」の「日株エク」の略号にて）掲載されております。

② 当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

A. 親投資信託受益証券（中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド）

計算日の基準価額で評価します。

B. 国内上場株式

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成14年12月20日）から無期限とします。ただし、委託会社は、下記（5）①の事項に該当することとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

① 当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年12月20日から平成15年11月30日までとし、最終計算期間の終了日は、前記（3）に定める信託期間の終了日とします。

② 上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

① 信託の終了

この信託契約を解約し信託を終了させる場合は下記のとおりです。

A. 委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合

イ. 受益権の口数が20億口を下回った場合

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 受益者に有利な場合又はやむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ. 所定の手続き

- ア. 委託会社は、上記イ. 及びロ. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- イ. 上記ア. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ロ. 上記イ. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ. 及びロ. の信託契約の解約をしません。
- ハ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ニ. 上記イ. からハ. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記イ. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

Ｂ. 監督官庁の命令

- イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記③の規定に従います。

Ｃ. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記③Ｄ. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

Ｄ. 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記③の規定に従い、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- Ａ. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- Ｂ. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更

- Ａ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

- B. 委託会社は、上記A. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C. 上記B. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D. 上記C. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記A. の信託約款の変更をしません。
- E. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 信託財産の管理

A. 保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

B. 有価証券の保管

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

C. 混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下C. において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

D. 信託財産の登記等及び記載等の留保等

- イ. 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ロ. 上記イ. のただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ハ. 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ニ. 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑦ 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知られたる受益者に対して交付しま

す。

⑧ 関係法人との契約の更改等に関する手続き、変更した場合の開示方法

A. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、有効期間満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

B. 上記A. の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

⑨ 信託事務処理の再委託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日）から、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。ただし、信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記②の記載に準じて受益者に支払います。
- ④ 収益分配金（上記③のただし書き以外に規定する収益分配金の再投資の場合を除きます。）の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑤ 受益者が、収益分配金については、上記②に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

- ① 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日（償還日）後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までの日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する支払いを開始します。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ④ 受益者が、信託終了による償還金については上記②に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）一部解約請求権

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し１口単位の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払われます。
- ③ 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（４）投資信託約款等重要事項変更時の反対者の買取請求権

前記「１ 資産管理等の概要 （５）その他 ④ 反対者の買取請求権」をご参照ください。

（５）受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

（６）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

ただし、第6期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）については改正前の「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第7期計算期間（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【財務諸表】

中央三井日本株式エクセレント・フォーカス

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 6 期 (平成20年12月 1 日現在)	第 7 期 (平成21年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	31,065,262	31,374,502
流動資産合計	31,065,262	31,374,502
資産合計	31,065,262	31,374,502
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	24,133	17,229
未払委託者報酬	337,788	241,140
流動負債合計	361,921	258,369
負債合計	361,921	258,369
純資産の部		
元本等		
元本	33,574,344	32,967,226
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,871,003	△1,851,093
純資産合計	30,703,341	31,116,133
負債純資産合計	31,065,262	31,374,502

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日	第7期 自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日
営業収益		
有価証券売買等損益	△28,366,312	1,535,328
営業収益合計	△28,366,312	1,535,328
営業費用		
受託者報酬	51,413	33,025
委託者報酬	719,734	462,326
営業費用合計	771,147	495,351
営業利益又は営業損失（△）	△29,137,459	1,039,977
経常利益又は経常損失（△）	△29,137,459	1,039,977
当期純利益又は当期純損失（△）	△29,137,459	1,039,977
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△449,310	136,853
期首剰余金又は期首欠損金（△）	25,303,166	△2,871,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,638,367	147,160
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	147,160
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,638,367	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,124,387	30,374
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,124,387	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	30,374
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,871,003	△1,851,093

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 6 期 自 平成19年12月 1 日 至 平成20年12月 1 日	第 7 期 自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、基準価額で評価しておりま す。	親投資信託受益証券 同左
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年12月 1 日から翌年11 月30日までとなっておりますが、 当計算期間末日が休業日のため、 第 6 期計算期間は平成19年12月 1 日から平成20年12月 1 日まで となっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年12月 1 日から翌年11 月30日までとなっておりますが、 前計算期間末日が休業日のため、 第 7 期計算期間は平成20年12月 2 日から平成21年11月30日まで となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 6 期 (平成20年12月 1 日現在)	第 7 期 (平成21年11月30日現在)
1. 当該計算期間の末日にお ける受益権総数	33,574,344 口	32,967,226 口
2. 「投資信託財産の計算に関 する規則（平成12年総理府令 第133号）」第55条の 6 第10号 に規定する額	元本の欠損 2,871,003 円	元本の欠損 1,851,093 円
3. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.9145 円 (9,145 円)	0.9439 円 (9,439 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 分配金の計算過程

		第 6 期 自 平成19年12月 1 日 至 平成20年12月 1 日	第 7 期 自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日
費用控除後の配当等収益額	A	203,227 円 (974,374 円)	395,732 円 (612,795 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	11,547,811 円	11,562,863 円
分配準備積立金額	D	6,900,541 円	6,754,239 円

当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	18,651,579 円	18,712,834 円
当ファンドの期末残存口数	F	33,574,344 口	32,967,226 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	5,555.30 円	5,676.19 円
10,000口当たり分配金額	H	— 円	— 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	— 円	— 円

（注）（ ）内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

	第 6 期 自 平成19年12月 1 日 至 平成20年12月 1 日	第 7 期 自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日
2. 剰余金増加額・減少額及び 欠損金減少額・増加額	「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 6 期 自 平成19年12月 1 日 至 平成20年12月 1 日	第 7 期 自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第 6 期 自 平成19年12月 1 日 至 平成20年12月 1 日	第 7 期 自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第 6 期 自 平成19年12月 1 日 至 平成20年12月 1 日	第 7 期 自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日
期首元本額	32,484,848 円	33,574,344 円
期中追加設定元本額	2,559,404 円	1,096,782 円
期中一部解約元本額	1,469,908 円	1,703,900 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第 6 期 (平成20年12月 1 日現在)	第 7 期 (平成21年11月30日現在)
--	---------------------------	--------------------------

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間（自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日）の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間（自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日）の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	31,065,262	△27,908,104	31,374,502	1,372,612
合計	31,065,262	△27,908,104	31,374,502	1,372,612

3. デリバティブ取引関係

第6期（自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第7期（自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	中央三井日本株式エクセレント・ フォーカス マザーファンド	28,704,943	31,374,502	
合計		28,704,943	31,374,502	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

＜参考＞

「中央三井日本株式エクセレント・フォーカス」は、「中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成21年11月30日現在（以下、「計算日」といいます。）の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	平成21年11月30日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	93,384,209
株式	4,105,342,240
未収配当金	22,466,730
未収利息	246
流動資産合計	4,221,193,425
資産合計	4,221,193,425
負債の部	
流動負債	
未払解約金	9,935,624
流動負債合計	9,935,624
負債合計	9,935,624
純資産の部	
元本等	
元本	3,852,900,858
剰余金	
剰余金	358,356,943
純資産合計	4,211,257,801
負債・純資産合計	4,221,193,425

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	平成21年11月30日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。
----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

	平成21年11月30日現在
1. 計算日における受益権総数	3,852,900,858 口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0930 円 （ 10,930 円）

（関連当事者との取引に関する注記）

平成21年11月30日現在
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

平成21年11月30日現在
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の変動

平成21年11月30日現在	
計算期間の期首元本額	3,234,468,317 円
計算期間中の追加設定元本額	1,198,578,171 円
計算期間中の一部解約元本額	580,145,630 円
計算日の元本額	3,852,900,858 円
計算日の元本額の内訳	
中央三井日本株式エクセレント・フォーカス	28,704,943 円
中央三井DC日本株式エクセレント・フォーカス	3,788,786,674 円
中央三井日本株式エクセレント・フォーカスVA（適格機関投資家専用）	35,409,241 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

平成21年11月30日現在		
種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	4,105,342,240	108,650,909
合計	4,105,342,240	108,650,909

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、「中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド」の期首から計算日までの期間（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）に対応するものです。

3. デリバティブ取引関係 （平成21年11月30日現在）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

[次へ](#)

(3) 附属明細表（平成21年11月30日現在）

① 有価証券明細表

A. 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
国際石油開発帝石	146	674,000	98,404,000	
ヤクルト本社	18,600	2,695	50,127,000	
キリンホールディングス	41,000	1,412	57,892,000	
日本たばこ産業	205	255,800	52,439,000	
信越化学工業	25,500	4,690	119,595,000	
花王	39,000	2,120	82,680,000	
ユニ・チャーム	3,500	8,820	30,870,000	
武田薬品工業	22,400	3,600	80,640,000	
塩野義製薬	21,000	1,862	39,102,000	
小野薬品工業	21,900	3,990	87,381,000	
新日本製鐵	308,000	321	98,868,000	
住友金属鉱山	107,000	1,418	151,726,000	
クボタ	41,000	761	31,201,000	
三菱重工業	235,000	282	66,270,000	
ソニー	40,700	2,325	94,627,500	
ヒロセ電機	5,100	9,140	46,614,000	
キーエンス	6,700	17,370	116,379,000	
ファナック	12,300	7,140	87,822,000	
ローム	13,100	5,680	74,408,000	
京セラ	7,000	6,880	48,160,000	
キヤノン	35,400	3,330	117,882,000	
トヨタ自動車	51,600	3,440	177,504,000	
本田技研工業	65,200	2,700	176,040,000	
ニコン	53,500	1,560	83,460,000	
HOYA	41,600	2,205	91,728,000	
任天堂	7,200	21,210	152,712,000	
東京電力	43,300	2,330	100,889,000	
東日本旅客鉄道	10,900	6,100	66,490,000	
ヤマトホールディングス	57,000	1,198	68,286,000	
ヤフー	3,808	25,830	98,360,640	
日本電信電話	28,500	3,750	106,875,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	376	131,000	49,256,000	
三菱商事	87,000	1,950	169,650,000	
セブン&アイ・ホールディングス	43,100	1,933	83,312,300	
ニトリ	7,850	7,240	56,834,000	
ファーストリテイリング	15,100	15,680	236,768,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	196,000	482	94,472,000	
三井住友フィナンシャルグループ	41,400	2,850	117,990,000	
みずほフィナンシャルグループ	233,200	162	37,778,400	
野村ホールディングス	152,300	622	94,730,600	
東京海上ホールディングス	26,600	2,485	66,101,000	
三菱地所	58,000	1,345	78,010,000	
オリエンタルランド	12,700	6,150	78,105,000	
楽天	1,026	69,800	71,614,800	
セコム	18,600	4,040	75,144,000	
ベネッセホールディングス	10,400	3,860	40,144,000	
合計	2,270,811	—	4,105,342,240	

B. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

- ② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
- ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。
- ④ 不動産等明細表
該当事項はありません。
- ⑤ 商品明細表
該当事項はありません。
- ⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。
- ⑦ その他特定資産の明細表
該当事項はありません。
- ⑧ 借入金明細表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成21年12月30日

I 資産総額	33,515,215 円
II 負債総額	42,406 円
III 純資産総額（I－II）	33,472,809 円
IV 発行済口数	32,967,226 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0153 円
1万口当たり純資産額	10,153 円

<参考>

マザーファンドの現況（平成21年12月30日）

純資産額計算書

（中央三井日本株式エクセレント・フォーカス マザーファンド）

I 資産総額	4,560,558,830 円
II 負債総額	16,356,547 円
III 純資産総額（I－II）	4,544,202,283 円
IV 発行済口数	3,859,970,695 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1773 円
1万口当たり純資産額	11,773 円

第５【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済み口数
第１期計算期間	1,049,647,955	11,889,023	1,037,758,932
第２期計算期間	15,576,036	1,005,204,312	48,130,656
第３期計算期間	22,832,211	26,604,875	44,357,992
第４期計算期間	28,106,520	17,346,636	55,117,876
第５期計算期間	3,831,745	26,464,773	32,484,848
第６期計算期間	2,559,404	1,469,908	33,574,344
第７期計算期間	1,096,782	1,703,900	32,967,226

（注１）設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

（注２）第１期計算期間の設定口数には、当初募集期間中の募集に係る設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：3億円

会社の発行可能株式総数：16,000株

発行済株式総数：5,050株

平成11年7月1日に中信投資顧問株式会社と合併し、資本金を2億円から2億5,250万円に、発行済株式総数を4,000株から5,050株に変更しています。

また、平成12年6月30日に資本準備金を資本金に繰入れし、資本金を2億5,250万円から3億円に増資いたしました。（新株発行はしない無償増資。）

（2）委託会社の機構

会社に取り締役3名以上、監査役1名以上をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとします。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

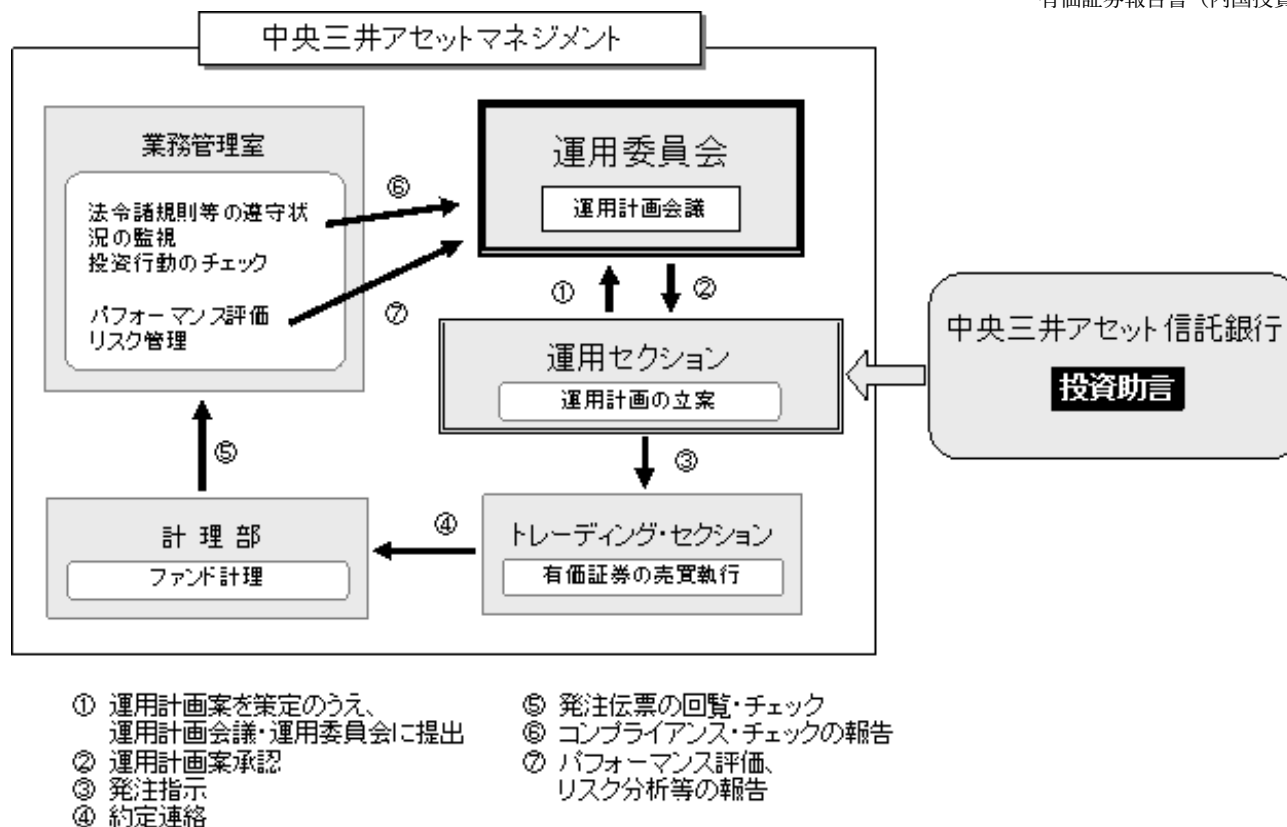
取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長にさしつかえがあるときは、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位に従い、その職務を代行します。

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

委託会社は運用に当たり、中央三井トラスト・グループの運用会社として、クオリティの高い資産運用、スキル、ノウハウを結集し、分析力、運用力の向上を図っています。なお、その意思決定機構は以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成21年12月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている公募の証券投資信託は次のとおりです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	52	441,033
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	28	175,946
単位型公社債投資信託	—	—
合計	80	616,980

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

ただし、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第24期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第22期 平成20年3月31日			第23期 平成21年3月31日		
	金額（千円）		構成比 （%）	金額（千円）		構成比 （%）
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金・預金		615,636			1,464,505	
2. 前払費用		397,534			130,306	
3. 未収委託者報酬		1,587,133			972,672	
4. 未収収益						
(1) 投資顧問報酬	493			—		
(2) その他	320	814		170	170	
5. 繰延税金資産		37,141			29,168	
6. その他※2		36,684			5,391	
流動資産 計		2,674,945	87.7		2,602,216	87.5
II 固定資産						
1. 有形固定資産※1						
(1) 建物		28,036			29,232	
(2) 器具備品		78,121			54,113	
有形固定資産 計		106,157	3.5		83,346	2.8
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア		88,137			100,593	
(2) 電話加入権		1,847			1,847	
(3) 電話施設利用権		98			78	
無形固定資産 計		90,083	2.9		102,518	3.5
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券		65,000			65,000	
(2) 長期貸付金		44,788			42,388	
(3) 長期差入保証金		84,348			87,326	
(4) 長期前払費用		5,510			7,457	
(5) 会員権		25,000			25,000	
(6) 貸倒引当金		△44,788			△42,388	
投資その他の資産 計		179,859	5.9		184,784	6.2
固定資産 計		376,100	12.3		370,648	12.5
資 産 合 計		3,051,045	100.0		2,972,864	100.0

科目	第22期 平成20年3月31日			第23期 平成21年3月31日		
	金額（千円）		構成比 （%）	金額（千円）		構成比 （%）
（負債の部）						
I 流動負債						
1. 預り金		32,286			3,008	
2. 未払金						
（1）未払手数料	497,835			316,013		
（2）その他未払金	105,201	603,037		71,990	388,004	
3. 未払費用		312,034			246,794	
4. 未払法人税等		259,393			103,823	
5. 未払消費税等		31,383			—	
6. 賞与引当金		35,351			45,488	
流動負債 計		1,273,487	41.8		787,118	26.5
II 固定負債						
1. 退職給付引当金		11,007			16,535	
2. 役員退職慰労引当金		8,150			22,100	
固定負債 計		19,157	0.6		38,635	1.3
負債合計		1,292,645	42.4		825,754	27.8
（純資産の部）						
I 株主資本						
1. 資本金		300,000	9.8		300,000	10.1
2. 資本剰余金						
（1）資本準備金		50,000			50,000	
資本剰余金 計		50,000	1.6		50,000	1.7
3. 利益剰余金						
（1）利益準備金		25,401			25,401	
（2）その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		1,382,999			1,771,709	
利益剰余金 計		1,408,400	46.2		1,797,110	60.4
株主資本計		1,758,400	57.6		2,147,110	72.2
純資産合計		1,758,400	57.6		2,147,110	72.2
負債・純資産合計		3,051,045	100.0		2,972,864	100.0

(2) 【損益計算書】

科目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)			第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)		
	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
I 営業収益						
1. 委託者報酬		13,110,388			11,250,556	
2. その他営業収益						
(1) 投資顧問料	14,182	14,182		7,937	7,937	
営業収益 計		13,124,570	100.0		11,258,493	100.0
II 営業費用						
1. 支払手数料		4,971,955			4,424,596	
2. 広告宣伝費		771,725			305,210	
3. 公告費		24,864			—	
4. 受益証券発行費		414			250	
5. 調査費						
(1) 調査費	226,207			229,875		
(2) 委託調査費	3,992,966	4,219,174		3,355,436	3,585,312	
6. 委託計算費		471			—	
7. 営業雑経費						
(1) 通信費	12,633			15,143		
(2) 印刷費	265,300			284,199		
(3) 協会費	13,076			13,436		
(4) 諸会費	57	291,066		317	313,096	
営業費用 計		10,279,674	78.3		8,628,465	76.6
III 一般管理費						
1. 給料						
(1) 役員報酬	48,578			50,723		
(2) 給料・手当	461,290			561,245		
(3) 賞与	103,468	613,337		130,680	742,649	
2. 役員退職金		800			—	
3. 福利厚生費		156,327			191,032	
4. 交際費		1,596			2,300	
5. 寄付金		—			300	
6. 旅費交通費		25,255			27,150	
7. 租税公課		11,419			11,916	
8. 不動産賃借料		82,419			109,171	
9. 退職給付費用		3,950			6,212	
10. 役員退職慰労引当金繰入		6,950			16,350	
11. 賞与引当金繰入		35,351			45,488	
12. 減価償却費		46,548			61,317	
13. 諸経費		483,651			507,792	
一般管理費 計		1,467,609	11.2		1,721,681	15.3
営業利益		1,377,286	10.5		908,346	8.1

科目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)			第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)		
	金額（千円）		百分比 （%）	金額（千円）		百分比 （%）
IV 営業外収益						
1. 受取配当金		2,738			7,549	
2. 有価証券利息		64			—	
3. 受取利息		1,513			1,965	
4. 雑収入		3,796			3,884	
営業外収益 計		8,113	0.0		13,398	0.1
V 営業外費用						
1. 雑損失		16,240			391	
営業外費用 計		16,240	0.1		391	0.0
経常利益		1,369,159	10.4		921,353	8.2
VI 特別利益						
1. 貸倒引当金戻入		2,400			2,400	
特別利益 計		2,400	0.0		2,400	0.0
VII 特別損失						
1. 固定資産除却損※1		814			—	
2. 役員退職慰労引当金繰入		13,600			—	
特別損失 計		14,414	0.1		—	0.0
税引前当期純利益		1,357,144	10.3		923,753	8.2
法人税、住民税及び事業税	551,986			376,581		
法人税等調整額	8,340	560,326	4.2	7,972	384,553	3.4
当期純利益		796,817	6.1		539,200	4.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

		第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	25,401	25,401
	当期変動額	—	—
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	1,088,152	1,382,999
	当期変動額 剰余金の配当 当期純利益	△501,970 796,817	△150,490 539,200
	当期末残高	1,382,999	1,771,709
利益剰余金合計	前期末残高	1,113,553	1,408,400
	当期変動額	294,847	388,710
	当期末残高	1,408,400	1,797,110
株主資本合計	前期末残高	1,463,553	1,758,400
	当期変動額	294,847	388,710
	当期末残高	1,758,400	2,147,110
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△48	—
	当期変動額 (純額)	48	—
	当期末残高	—	—
評価・換算差額等合計	前期末残高	△48	—
	当期変動額	48	—
	当期末残高	—	—
純資産合計	前期末残高	1,463,505	1,758,400
	当期変動額	294,895	388,710
	当期末残高	1,758,400	2,147,110

重要な会計方針

期別 項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 (1) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。	その他有価証券 (1) 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。	同左
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。	同左
3. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	同左
(2) 賞与引当金	従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。	同左
(3) 退職給付引当金	従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。	同左
(4) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。	同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によって処理しております。	—
5. 消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。	同左

会計方針の変更

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 役員に対する退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）の公表を踏まえ、当事業年度から引当金を計上する方法を適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益が6,950千円、税引前当期純利益が20,550千円減少しております。 2. 法人税法の改正により、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更による損益に与える影響は軽微であります。	— —

追加情報

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
法人税法の改正により、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による損益に与える影響は軽微であります。	—

注記事項

１．貸借対照表関係

項目	期別	第22期 (平成20年3月31日)	第23期 (平成21年3月31日)
※１．有形固定資産の減価償却 累計額		建物 18,588千円 器具備品 141,460千円	建物 23,636千円 器具備品 161,247千円
※２．担保資産		その他のうち、次のものを供託しております。 取戻し手続中の投資顧問業の営業保証金 (25,000千円) 預け金 26,000千円	—

２．損益計算書関係

項目	期別	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
※１．固定資産除却損の内容		建物附属設備 814千円	—

３．株主資本等変動計算書関係

期別	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																																																
項目																																																	
1. 発行済株式に関する事項	<table><tr><th>株式の種類</th><th>前事業年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当事業年度末</th></tr><tr><td>普通株式（株）</td><td>5,050</td><td>—</td><td>—</td><td>5,050</td></tr></table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050																																		
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																																													
普通株式（株）	5,050	—	—	5,050																																													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																																																
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																																																
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 <table><tr><th>決議</th><th>株式の種類</th><th>配当金の総額 (千円)</th><th>1株当たり 配当額(円)</th><th>基準日</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td>平成19年6月29日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>100,495</td><td>19,900</td><td>平成19年3月31日</td><td>平成19年6月29日</td></tr><tr><td>平成19年9月20日 臨時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>29,800</td><td>平成19年9月19日</td><td>平成19年9月21日</td></tr><tr><td>平成19年11月15日 取締役会</td><td>普通株式</td><td>100,495</td><td>19,900</td><td>平成19年9月30日</td><td>平成19年11月29日</td></tr><tr><td>平成20年3月26日 臨時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>29,800</td><td>平成19年12月31日</td><td>平成20年3月27日</td></tr></table> (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの <table><tr><th>決議</th><th>株式の種類</th><th>配当金の 総額 (千円)</th><th>配当の 原資</th><th>1株当たり 配当額 (円)</th><th>基準日</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td>平成20年6月26日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>利益 剰余金</td><td>29,800</td><td>平成20年3月31日</td><td>平成20年6月27日</td></tr></table>					決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日	平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日	平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日	平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日	決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日																																												
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日																																												
平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日																																												
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日																																												
平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日																																												
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																											
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日																																											

期別 項目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																
1. 発行済株式に関する事項	<table><tr><th>株式の種類</th><th>前事業年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当事業年度末</th></tr><tr><td>普通株式（株）</td><td>5,050</td><td>－</td><td>－</td><td>5,050</td></tr></table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式（株）	5,050	－	－	5,050		
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末													
普通株式（株）	5,050	－	－	5,050													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額																
	<table><tr><th>決議</th><th>株式の種類</th><th>配当金の総額 (千円)</th><th>1株当たり 配当額(円)</th><th>基準日</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td>平成20年6月26日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>29,800</td><td>平成20年3月31日</td><td>平成20年6月27日</td></tr></table>					決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日												
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日												
	(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。																

4. リース取引関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。	同左

5. 有価証券関係

第22期 (平成20年3月31日)	第23期 (平成21年3月31日)								
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。 3. 時価評価されていない有価証券 <table border="1"> <tr> <th>内容</th><th>貸借対照表計上額（千円）</th></tr> <tr> <td>その他有価証券 非上場株式</td><td>65,000</td></tr> </table> 4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	内容	貸借対照表計上額（千円）	その他有価証券 非上場株式	65,000	1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。 3. 時価評価されていない有価証券 <table border="1"> <tr> <th>内容</th><th>貸借対照表計上額（千円）</th></tr> <tr> <td>その他有価証券 非上場株式</td><td>65,000</td></tr> </table> 4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	内容	貸借対照表計上額（千円）	その他有価証券 非上場株式	65,000
内容	貸借対照表計上額（千円）								
その他有価証券 非上場株式	65,000								
内容	貸借対照表計上額（千円）								
その他有価証券 非上場株式	65,000								

6. デリバティブ関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

7. 退職給付関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△11,007千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△11,007千円</td></tr> </table> （注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 （平成19年4月1日から平成20年3月31日まで） <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>3,950千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>3,950千円</td></tr> </table> （注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△11,007千円	退職給付引当金	△11,007千円	勤務費用	3,950千円	退職給付費用	3,950千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△16,535千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△16,535千円</td></tr> </table> （注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで） <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>6,212千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>6,212千円</td></tr> </table> （注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△16,535千円	退職給付引当金	△16,535千円	勤務費用	6,212千円	退職給付費用	6,212千円
退職給付債務	△11,007千円																
退職給付引当金	△11,007千円																
勤務費用	3,950千円																
退職給付費用	3,950千円																
退職給付債務	△16,535千円																
退職給付引当金	△16,535千円																
勤務費用	6,212千円																
退職給付費用	6,212千円																

8. 税効果会計関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>18,224千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>14,384千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>19,725千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>11,578千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>63,912千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△26,771千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>37,141千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	18,224千円	賞与引当金繰入超過額	14,384千円	未払事業税	19,725千円	その他	11,578千円	繰延税金資産小計	63,912千円	評価性引当額	△26,771千円	繰延税金資産合計	37,141千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>17,247千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>18,509千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>8,540千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>18,609千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>62,906千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△33,738千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>29,168千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	17,247千円	賞与引当金繰入超過額	18,509千円	未払事業税	8,540千円	その他	18,609千円	繰延税金資産小計	62,906千円	評価性引当額	△33,738千円	繰延税金資産合計	29,168千円
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	18,224千円																																
賞与引当金繰入超過額	14,384千円																																
未払事業税	19,725千円																																
その他	11,578千円																																
繰延税金資産小計	63,912千円																																
評価性引当額	△26,771千円																																
繰延税金資産合計	37,141千円																																
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	17,247千円																																
賞与引当金繰入超過額	18,509千円																																
未払事業税	8,540千円																																
その他	18,609千円																																
繰延税金資産小計	62,906千円																																
評価性引当額	△33,738千円																																
繰延税金資産合計	29,168千円																																

9. 関連当事者情報

I 第22期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

兄弟会社

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称	親会社の子会社 中央三井信託銀行株式会社（注5） （注）親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社
2. 住所	東京都港区
3. 資本金	379,197百万円
4. 事業の内容又は職業	銀行業務・信託業務
5. 議決権等の所有（被所有） 割合	該当なし
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託販売
7. 取引の内容	投資信託に係る営業費用の支払（注1） 取引金額 4,752,651千円 未払手数料 475,539千円
1. 会社等の名称	親会社の子会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 （注）親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社
2. 住所	東京都港区
3. 資本金	11,000百万円
4. 事業の内容又は職業	信託業務
5. 議決権等の所有（被所有） 割合	該当なし
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託委託 投資顧問
7. 取引の内容	支払投資顧問料（注2） 取引金額 3,926,590千円 未払費用 265,697千円 前払費用 360,595千円

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称	親会社の子会社 中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社
2. 住所	東京都目黒区
3. 資本金	200百万円
4. 事業の内容又は職業	情報処理サービス業
5. 議決権等の所有（被所有） 割合	該当なし
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 システムの管理・開発委託
7. 取引の内容	器具・備品の購入（注3） 取引金額 37,152千円 ソフトウェアの購入（注4） 取引金額 42,670千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

（注2）報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

（注3）取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

（注4）取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

（注5）平成19年10月1日付で親会社が中央三井信託銀行株式会社から中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に
変更となっており、第22期の中央三井信託銀行株式会社との取引はすべて兄弟会社として集計し記載しております。

Ⅱ 第23期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払 (注1) 支払代行手数料	4,171,346	未払手数料	295,661
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託投資顧問	支払投資顧問料 (注1) 調査費（支払投資顧問料） 建物の賃借 (注2)	3,306,819 —	未払費用 前払費用 長期差入保証金	210,392 86,162 70,411
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入（注2） ソフトウェア	35,207	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

（注2）取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	348,198円11銭	425,170円41銭
2. 1株当たり当期純利益	157,785円55銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	106,772円29銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
当期純利益（千円）	796,817	539,200
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株主に係る当期純利益（千円）	796,817	539,200
普通株式の期中平均株式数（株）	5,050	5,050

11. 重要な後発事象

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

(4) 中間貸借対照表

科目	第24期中間会計期間末 平成21年9月30日		
	金額（千円）		構成比 （%）
(資産の部)			%
I 流動資産			
1. 現金・預金		1,649,232	
2. 前払費用		129,335	
3. 未収委託者報酬		1,005,792	
4. 未収収益		101	
5. 繰延税金資産		29,945	
6. その他		423	
流動資産 計		2,814,830	88.1
II 固定資産			
1. 有形固定資産※ ¹			
(1) 建物		27,020	
(2) 器具備品		44,758	
有形固定資産 計		71,778	2.3
2. 無形固定資産			
(1) ソフトウェア		107,738	
(2) 電話加入権		1,847	
(3) 電話施設利用権		68	
無形固定資産 計		109,653	3.4
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		76,069	
(2) 長期貸付金		41,188	
(3) 長期差入保証金		88,736	
(4) 長期前払費用		7,182	
(5) 会員権		25,000	
(6) 貸倒引当金		△41,188	
投資その他の資産 計		196,988	6.2
固定資産 計		378,421	11.9
資産合計		3,193,251	100.0

科目	第24期中間会計期間末 平成21年9月30日		
	金額（千円）		構成比 （%）
（負債の部）			
I 流動負債			
1. 預り金		2,935	
2. 未払金			
（1）未払手数料	343,905		
（2）その他未払金※2	59,402	403,308	
3. 未払費用		263,209	
4. 未払法人税等		121,363	
5. 賞与引当金		44,581	
流動負債 計		835,398	26.2
II 固定負債			
1. 退職給付引当金		19,630	
2. 役員退職慰労引当金		25,550	
固定負債 計		45,180	1.4
負債合計		880,579	27.6
（純資産の部）			
I 株主資本			
1. 資本金		300,000	9.4
2. 資本剰余金			
（1）資本準備金		50,000	
資本剰余金 計		50,000	1.6
3. 利益剰余金			
（1）利益準備金		25,401	
（2）その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,937,202	
利益剰余金 計		1,962,603	61.4
株主資本 計		2,312,603	72.4
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金		69	0.0
評価・換算差額等 計		69	0.0
純資産合計		2,312,672	72.4
負債・純資産合計		3,193,251	100.0

(5) 中間損益計算書

科目	第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)		
	金額（千円）		百分比 (%)
I 営業収益			
1. 委託者報酬		4,862,432	
営業収益 計		4,862,432	100.0
II 営業費用			
1. 支払手数料		1,959,988	
2. 広告宣伝費		44,517	
3. 調査費			
(1) 調査費	115,422		
(2) 委託調査費	1,455,464	1,570,886	
4. 営業雑経費			
(1) 通信費	7,330		
(2) 印刷費	108,490		
(3) 協会費	6,049		
(4) 諸会費	339	122,209	
営業費用 計		3,697,602	76.0
III 一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬	27,727		
(2) 給料・手当	302,254		
(3) 賞与	41,820	371,802	
2. 福利厚生費		105,272	
3. 交際費		625	
4. 旅費交通費		11,280	
5. 租税公課		7,634	
6. 不動産賃借料		56,307	
7. 退職給付費用		3,095	
8. 役員退職慰労引当金繰入		6,650	
9. 賞与引当金繰入		44,581	
10. 減価償却費※1		25,670	
11. 諸経費		255,433	
一般管理費 計		888,356	18.3
営業利益		276,473	5.7

科目	第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)		
	金額（千円）		百分比 (%)
IV 営業外収益			
1. 受取配当金		3,000	
2. 受取利息		588	
3. 雑収入		300	
営業外収益 計		3,889	0.1
V 営業外費用			
1. 雑損失		561	
営業外費用 計		561	0.0
経常利益		279,801	5.8
VI 特別利益			
1. 投資有価証券売却益		2,800	
2. 貸倒引当金戻入		1,200	
特別利益 計		4,000	0.0
VII 特別損失			
1. 投資有価証券売却損		17	
特別損失 計		17	0.0
税引前中間純利益		283,784	5.8
法人税、住民税及び事業税	119,067		
法人税等調整額	△776	118,291	2.4
中間純利益		165,493	3.4

（６）中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	300,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	25,401
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	1,771,709
	中間会計期間中の変動額	中間純利益 165,493
	中間会計期間末残高	1,937,202
利益剰余金合計	前期末残高	1,797,110
	中間会計期間中の変動額	165,493
	中間会計期間末残高	1,962,603
株主資本合計	前期末残高	2,147,110
	中間会計期間中の変動額	165,493
	中間会計期間末残高	2,312,603
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	—
	中間会計期間中の変動額（純額）	69
	中間会計期間末残高	69
評価・換算差額等合計	前期末残高	—
	中間会計期間中の変動額	69
	中間会計期間末残高	69
純資産合計	前期末残高	2,147,110
	中間会計期間中の変動額	165,562
	中間会計期間末残高	2,312,672

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 (1) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 (2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。
3. 引当金の計上基準	
(1) 貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。
(3) 退職給付引当金	従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による中間期末退職給付債務相当額を計上しております。
(4) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当中間期末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却 累計額	建物 25,848千円 器具備品 166,512千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の うえ、流動負債の「その他未払金」に含 めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 12,254千円 無形固定資産 13,416千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

項目	第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)				
1. 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当中間 会計期末
	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。				

リース取引関係

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略 しております。

有価証券関係

第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日)			
1. その他有価証券で時価のあるもの			
区分	取得原価 (千円)	中間貸借対 照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	11,000	11,069	69
計	11,000	11,069	69
2. 時価評価されていない有価証券			
区分	中間貸借対照表計上額（千円）		
その他有価証券 非上場株式	65,000		
計	65,000		

デリバティブ関係

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

1 株当たり情報

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	
1株当たり純資産額	457,954円99銭
1株当たり中間純利益	32,770円92銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益算定上の基礎は以下のとおりであります。

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	
中間純利益（千円）	165,493
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	165,493
普通株式の期中平均株式数（株）	5,050

重要な後発事象

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第1号）

（２）運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第2号）

（３）通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）及び（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）及び（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第1号）

（４）親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第3号）

（５）その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記（３）及び（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。（金融商品取引法第44条の3第1項第4号）

5【その他】

（１）定款の変更

当会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ① 名称：中央三井アセット信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：11,000百万円（平成21年9月末日現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社＞

- ① 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：51,000百万円（平成21年9月末日現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成21年9月末日現在）	事業の内容
中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

＜再信託受託会社＞

当ファンドの再信託受託会社として、信託事務の一部を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

＜再信託受託会社＞

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間中に、金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる次の書類を提出しております。

提出日	書類名
平成21年 2 月27日	有価証券報告書
平成21年 2 月27日	有価証券届出書
平成21年 9 月 1 日	半期報告書
平成21年 9 月 1 日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月30日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士 松崎雅則	印
----------------	------------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士 平木達也	印
----------------	------------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井日本株式エクセレント・フォーカスの平成19年12月1日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井日本株式エクセレント・フォーカスの平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 浅子正明 印

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 木村充男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月29日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平 木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井日本株式エクセレント・フォーカスの平成20年12月2日から平成21年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井日本株式エクセレント・フォーカスの平成21年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月9日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平 木 達 也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。